7月20日(日)は 参議院議員通常選挙の投票日です

お忘れなく あなたの「大切な１票」を投じてください

7月20日（日）は、第27回参議院議員通常選挙の選挙期日です。選挙区選挙では「候補者名」を、比例代表選挙では名簿に登載された「候補者名」または「政党名」のいずれかをそれぞれの投票用紙に記載して投票してください。国政に皆さんの意思を生かすため「大切な一票」を投じてください。

●選挙の期日および開票

《投票日時》7月20日（日）午前7時～

投票区	投票所の名称	閉鎖時刻
第1投票区	中央公民館	午後6時
第2投票区	大和多目的集会所	午後5時
第3投票区	旧新山梨小学校	午後5時
第4投票区	大岸いきいきセンター	午後6時
第5投票区	礼文華生活館	午後6時
第6投票区	とわにー	午後6時

《開票の日時・場所》

・7月20日（日）午後８時～
・ファミリースポーツセンター 体育室（2F）

●この選挙で新しく有権者となる方

《満18歳に達した方》

平成19年7月21日以前に生まれた方

《転入者》

令和7年4月2日までに本町に転入して、住民登録の手続きをした方。

※令和7年4月2日以降に他市町村から豊浦町への転入届を出した方は、前住所地の市町村選挙管理委員会に選挙人名簿登録されているかご確認ください。

●不在者投票の手続き

（1）名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

1. 名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。この場合、どこで投票したいかを伝えます。
2. 交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

（2）指定病院等における不在者投票

投票用紙などは、病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。

※「指定病院等」とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホームなどです。

●その他

選挙当日サイレンが鳴ります。（豊浦市街、大岸、礼文華地区）

・午前７時（投票開始）
・午後５時（投票所閉鎖１時間前）

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行、あるいは親族等の冠婚葬祭等のため投票できない方は、期日前投票ができます。期日前投票とは、投票日における投票と同じく、投票用紙を直接投票箱に入れるため、投票がしやすい制度です。期間中、午前8時30分から午後8時まで、役場2階ロビーにて投票することができます。なお、**入場券裏面の宣誓書に署名していただきますので入場券は忘れずに！**（印鑑は必要ありません）

・期日前投票期間

7月4日（金）～19日（土）
午前8時30分から午後8時まで

・期日前投票所

役場2階ロビー

特定枠制度の導入について

平成30年の公職選挙法の改正により、比例代表選挙における特定枠制度の導入が行われました。

特定枠制度とは、比例代表名簿を届け出る政党等の候補者のうち一部の者を優先的に当選人となるべきものとして、その氏名および順位をその他の候補者と区分して名簿に記載されるものであり、政党等が本制度を利用するかどうか判断します。

特定枠に記載された候補者の氏名を記入して投票した際は、比例代表名簿を届け出た政党等への投票とみなされます。

問 選挙管理委員会 ☎ 83-1403